

柏原市型鋳鉄製マンホールふた認定基準

1. 目的

柏原市の公共下水道事業等において使用する鋳鉄製マンホールふたを認定する場合の基準として規定する。

2. 認定基準

ふたの認定については製造工場ごとに申請し下記の条件を満たすものとする。

- (1) 社団法人日本下水道協会の認定工場で製作されたものであること。
- (2) 下水道事業の管理者の権限を行う市長に認定申請書を提出し、その内容が適正と認められること。
(様式1、様式2)
- (3) 柏原市型鋳鉄製マンホールふた性能規定書（T-25、T-14）に適合し、柏原市が行う製品検査に合格すること。
(様式3、様式4)
- (4) 大阪府内の官公庁発注工事において納入実績が3年以上あること。

3. 認定通知

認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。
(様式5、様式6)

4. 認定期間

認定の有効期限は5ヶ年とする。

5. 認定の更新

認定の更新については、その期間内に申請を行った場合に限り、変更のない添付書類及び工場検査を省略することができる。

また、認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。
(様式7)

6. 認定の取り消し

認定した製品（製造業者）において下記の事項が生じたときは、柏原市の認定を取り消すものとする。

（様式8）

- （1） 日本下水道協会の認定工場でなくなった場合
- （2） 認定申請の内容が履行されなかった場合
- （3） 不正や反社会的な事実が認められた場合
- （4） 自ら廃業又は認定の取り消しを申し出た場合

また、認定期間中の納入実績が著しく少ない製品は、認定の取り消しを行なうことがある。

7. その他

- （1） 柏原市は認定期間内において認定申請書の内容確認など、必要に応じ立ち入り検査を実施したり、書類の提出を求めたりすることができる。
- （2） 合格した製品の納入後であっても、柏原市が検査の必要があると認めるときは、納入した製品の中から適時抜き取り検査を行なうことができる。
- （3） 柏原市が行なう材質検査、製品検査及び立ち入り検査等に要する費用は、製造業者の負担とする。
- （4） 製造業者は納入実績報告を単年度ごとに作成し、翌年度の4月末日までに提出することとする。
- （5） この基準に疑義が生じた場合は、書面にて内容提示の上、柏原市の指示または両者の協議により解決するものとする。